

『平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業による審査料金減免実施』のご案内

国土交通省の平成29年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業の一環として、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する「平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助を受けて、当機関が申請者に対して審査料金の一部を減免します。

◆減免対象となる評価・申請の種類

- ・BELS評価
 - ・性能向上計画認定（建築物省エネ法30条）又は認定表示制度（建築物省エネ法36条）の技術的審査
- ※下記のお問合せ先欄の性能評価センターごとに、評価・申請の種類ごと、1申請者当たり各5件を上限とします。

◆減免金額

※減免額は1物件につき、下表を上限とします。

建物形式	区分	減免額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000円	9,000円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000円	27,500円
	戸当り料金	3,500円	1,700円
共同住宅 (建物全体の評価)	基本料金	50,000円	30,000円
	戸当り料金	6,000円	3,000円

- ・併願申請とは設計住宅性能評価、長期優良住宅認定、低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行う場合です。
- ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、上表の額の1.5倍の額となります。
- ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、上表に示す「建物全体の評価」の額となります。
- ・住宅と非住宅の複合建築物で住宅部分の評価を行う場合の上限額は、上表の「共同住宅（住戸のみの評価）」の額となります。
- ・受付時に発行する引受承諾書に減免後の料金を記載します。

※他の国庫補助金を受けると減免の対象とはなりません！

- ・BELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物のエネルギー消費性能認定の取得を要件として国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのものは減免額の算定対象とはなりません。

<BELS評価等の取得を要件としている補助事業の例>

- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・サステナブル建築物等先導事業
- ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
- ・業務用施設等における省CO2促進事業
- ・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業

◆対象期間

平成29年8月14日（月）から平成30年1月25日（木）までに申請受理し、平成30年2月8日（木）までに評価書等の交付が完了したものが対象となります。

※本事業の補助金額が予定額に達した場合は、途中で減免を終了します。

※評価書等の交付が完了しない場合は、正規料金を収納させていただきます。

◆減免に必要なとなる書類

申請料金の減免をうけるには以下の書類の提出が必要となります。

『審査申込書（平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業）』及び『覚書（様式13）』

※弊社ホームページからダウンロードいただき、物件申請時に申請図書へ添付してください。

【お問合せ先】

- 株式会社日本住宅保証検査機構 住宅評価部 性能評価センター
〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル5F (TEL) 03-6861-9214
- 株式会社日本住宅保証検査機構 東北支店 東日本性能評価センター
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 仙台北町ホンマビルディング3F (TEL) 022-215-2356
- 株式会社日本住宅保証検査機構 中部支店 中部性能評価センター
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-20-25丸の内STビル9F (TEL) 052-218-6214
- 株式会社日本住宅保証検査機構 大阪支店 関西性能評価センター
〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-10-8パシフィックマークス肥後橋6F (TEL) 06-7711-0002